

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第11号	さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令	病 院 財 務 課	令和6年10月28日

さいたま市訓令第11号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程（平成13年さいたま市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(財務に関する専決事項) 第17条 財務に関する <u>共通専決事項</u> は、別表のとおりとする。 <u>2 病院財務課長の財務に関する個別専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 一時借入金の借入れの決定及び償還をすること。</u> <u>(2) 企業債による資金の借入れの決定及び償還をすること。</u>	(財務に関する専決事項) 第17条 財務に関する <u>事項</u> については、別表のとおり <u>専決</u> することができる。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。